

# 「青森県手話言語条例案の骨子」についての意見募集結果について

県が実施しました、「青森県手話言語条例案の骨子」についての意見募集に対し、意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する県の考え方は下記のとおりです。

## 記

### 1 意見募集期間

令和2年5月11日（月曜日）～令和2年5月26日（火曜日）まで

### 2 募集方法

県のホームページ（<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/seisaku/iken.html>）に青森県

手話言語条例案の骨子を掲載したほか、県障害福祉課、県政情報センター、県の

各合同庁舎地域住民情報コーナーに備え付けました。また、点字版については、県

障害福祉課、県の各合同庁舎地域住民情報コーナー受付に備え付けました。

意見提出は、郵便、FAX又は電子メールによるものとし、提出言語は、日本語としました。

意見提出に当たっては、提出者の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務

所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

### 3 提出された意見

2人の方から延べ8件の御意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

| ぶんしょうしゅうせいとう<br>文章修正等 | きじゆつず<br>記述済み | じっしだんかい<br>実施段階<br>けんとう<br>検討 | はんえいこんなん<br>反映困難 | た<br>その他 | ごうけい<br>合計 |
|-----------------------|---------------|-------------------------------|------------------|----------|------------|
| けん<br>0件              | けん<br>1件      | けん<br>0件                      | けん<br>7件         | けん<br>0件 | けん<br>8件   |

「<sup>ぶんしょうしゅうせいとう</sup>文章修正等」・・・<sup>ほんぶん しゅうせい</sup>本文の修正、<sup>きじゆつ ついかとういけん</sup>記述の追加等<sup>はんえい</sup>意見を反映させるもの。

「<sup>きじゆつず</sup>記述済み」・・・<sup>すで きじゆつず</sup>既に記述済みのもの。

「<sup>じっしだんかいけんとう</sup>実施段階検討」・・・<sup>けいかく じっしだんかい けんとうまた たいおう</sup>計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「<sup>はんえいこんなん</sup>反映困難」・・・<sup>はんえい こんなん</sup>反映が困難なもの。

「<sup>た</sup>その他」・・・<sup>しつもん いけん しさく たいけいがい いけん</sup>質問や意見。施策の体系外への意見。

<sup>ていしゆつ</sup>提出いただいた<sup>いけん</sup>意見の内容と<sup>ないよう</sup>それに対する<sup>たい</sup>県の<sup>けん</sup>考え方は、<sup>かんがえかた</sup>別紙のとおりです。<sup>べっし</sup>

#### 4 <sup>こうひょうしりょう</sup>公表資料

<sup>あおもりけんしゆわげんごじょうれいあん</sup>青森県手話言語条例案

<sup>たん どう あおもりけんけんこうふくしぶしょうがいふくしかしゃかいさんかすいしんぐるーぶ</sup>担当：青森県健康福祉部障害福祉課社会参加推進グループ

<sup>でん わ</sup>電話：017-734-9309

<sup>ふあつくす</sup>FAX：017-734-8092

メール：syofuku@pref.aomori.lg.jp